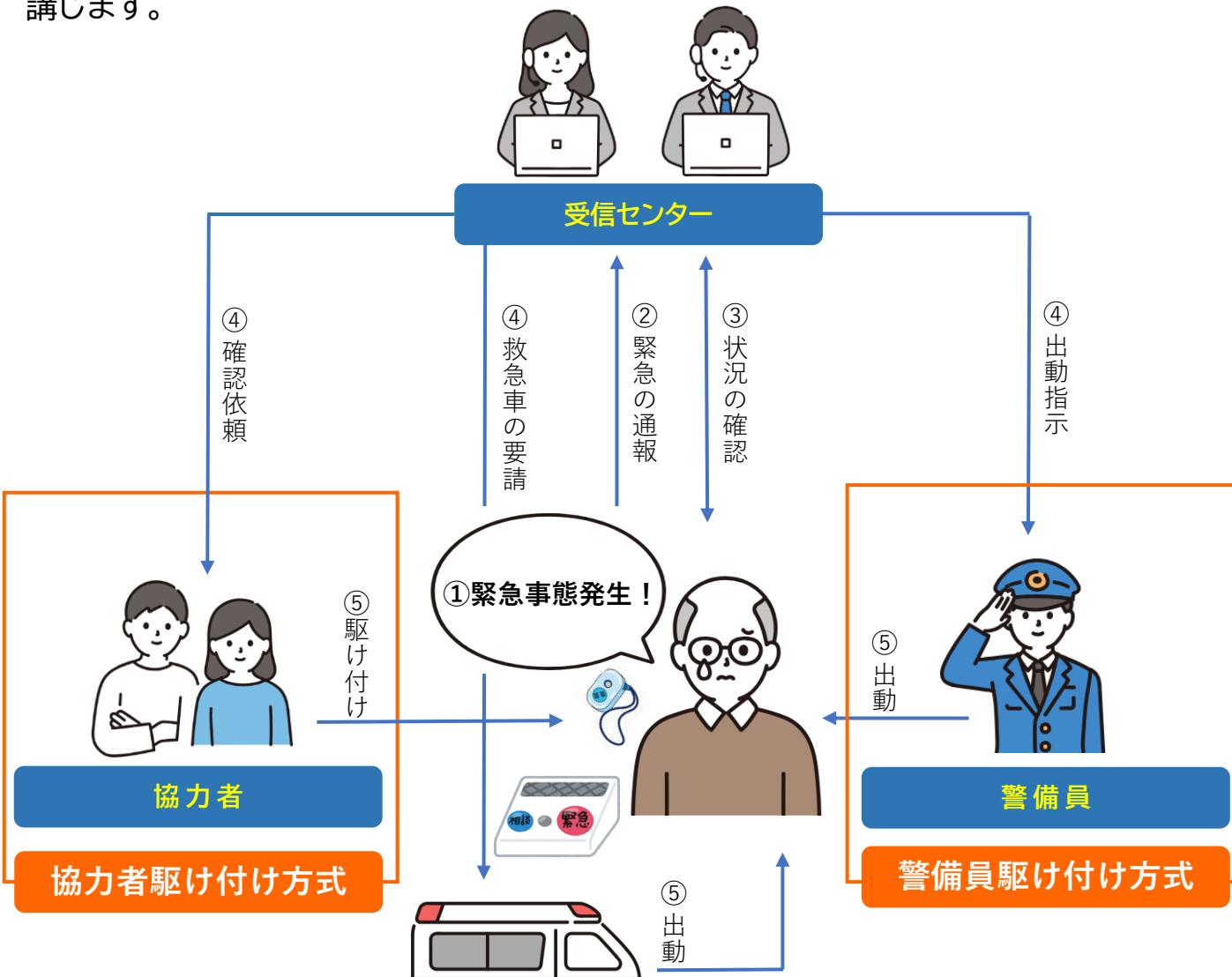


緊急通報体制整備事業のご案内

ご自宅に設置する緊急通報装置をお貸しします。緊急時にボタンを押すことにより、受信センターに通報が届きます。受信センターは状況に応じて迅速かつ適切な措置を講じます。



以下の(1)(2)のいずれも満たす方

- (1) 市内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等であって、固定電話・携帯電話等の連絡手段をお持ちの方
- (2) 以下の1~4の身体的状況のいずれかに該当する方
 - 1 要介護認定を受けている方（要支援含む）
 - 2 心疾患、脳血管疾患、呼吸器疾患等日常生活で常に注意を払うべき疾患がある方
 - 3 認知症であると診断を受けている方
 - 4 その他、通常の電話機では外部との連絡が難しい状況にある方

※ 愛の一聲訪問事業(乳酸菌飲料)をご利用の方は、重複して利用できませんのでご注意ください。



協力者駆け付け方式

	<p>緊急通報装置 (本体と首から下げるペンダント型発信機がセットになったもの) ※固定電話回線を使用する装置と、携帯電話の電波を使用する装置の2種類があります。</p>						
イ 緊急時の対応	<p>緊急時にボタンを押すことにより、受信センターに通報が届きます。受信センターは状況に応じて、救急車の要請や、<u>登録されている協力者に連絡します。</u></p>						
ウ 安否確認	<p>月に2回、安否確認のお電話（お元気コール）を差し上げます。</p>						
エ 利用料	<table> <tbody> <tr> <td>市民税所得割課税世帯</td> <td>毎月 1,000円</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税世帯</td> <td>毎月 500円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	市民税所得割課税世帯	毎月 1,000円	市民税所得割非課税世帯	毎月 500円	生活保護世帯	無料
市民税所得割課税世帯	毎月 1,000円						
市民税所得割非課税世帯	毎月 500円						
生活保護世帯	無料						
オ 協力者について	<p>ご利用には、<u>松山市に在住でそれぞれ別世帯の協力者を2名以上確保</u>いただく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力者は受信センターが依頼することにいつでも対応いただけます。 ・協力者の住民基本台帳の情報(死亡・転出等)を確認する場合があります。 ・協力者の電話番号等が変更になったり、交代や欠員が生じたりした場合は問い合わせ先までご連絡ください。 						
カ 注意事項	<p>○固定電話回線を使用する装置は、原則NTTのアナログ回線をご利用の方のみご利用可能です。装置を設置後電話回線を変更した場合、正常に装置が作動しなくなる可能性があります。 ○携帯電話の電波を使用する装置は、携帯電波サービス提供地域にお住まいの方がご利用いただけます。</p>						
キ 利用開始の流れ	<p>利用開始の目安:申請日の翌月から (25日までに申請いただいた場合、翌月にご利用開始となります)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①松山市に申請書を提出してください。 ②要件を確認後、ご自宅へ決定通知書を送付します。（毎月25日） ご利用料金が発生する方には口座振替のご案内も同封しています。 ③担当業者が、事前にご指定いただいた電話番号へご連絡します。 日程を調整していただきお立合いをお願いします。 ④お約束の日に装置を設置し、ご利用開始となります。 						

警備員駆け付け方式

ア お貸しする機器	緊急通報装置 (本体と首から下げるペンダント型発信機がセットになったもの)
イ 緊急時の対応	緊急時にボタンを押すことにより、受信センターに通報が届きます。受信センターは状況に応じて、救急車の要請や、警備員をご自宅に派遣します。
ウ 安否確認	ご自宅にライフリズム監視装置を設置し、一定期間動きがない場合受信センターに通報が入ります。
エ 利用料	市民税所得割課税世帯 毎月 2,000円 市民税所得割非課税世帯 每月 1,000円 生活保護世帯 無料
オ 注意事項	○携帯電波サービス提供地域にお住まいの方がご利用いただけます。 ○島しょ部にお住まいの方は警備員が駆け付けることができないためご利用いただけません。 ○利用にあたっては、ご自宅の鍵を事前に準備し、市の委託する業者に預ける必要があります。
カ 利用開始の流れ	<p>利用開始の目安:申請日の翌々月から (25日までに申請いただいた場合、翌々月にご利用開始となります)</p> <p>①松山市に申請書を提出してください。 ②要件を確認後、ご自宅へ決定通知書を送付します。（毎月25日） ご利用料金が発生する方には口座振替のご案内も同封しています。 ③担当業者が、ご自宅に装置を設置可能か調査にお伺いします。 事前にご指定いただいた電話番号へご連絡があるので、日程を調整していただきお立合いをお願いします。 ④ご自宅に装置が設置可能と判断された場合、装置の設置日について改めて日程調整を行います。設置日までに合鍵をご準備ください。 ⑤お約束の日に装置を設置し、ご利用開始となります。</p>

緊急通報装置は貸与品です。

紛失・過失による故障の場合は、ご利用者様の実費負担となります。

担当業者が設置の際に使用方法等をご説明いたします。

内容をご理解いただいたうえでご利用ください。



【問い合わせ先】

松山市長寿福祉課 高齢者対策担当

TEL:089-948-6842 FAX:089-934-1832